

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める  
内閣府令の一部を改正する内閣府令案の概要

1. 概要

保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下「平成 17 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項において読み替えて準用する保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 272 条の 23（平成 17 年改正法附則第 4 条第 17 項において読み替えて準用する保険業法第 179 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする金融庁又は財務局（福岡財務支局を含む。）の職員が携帯すべき証票の様式を定める。

2. 施行期日等

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）の施行の日から施行することとする。